

意見公募後の条例施行規則案の修正内容について

意見公募した案について、以下の修正を行いました。

- 第3条第7項について、公文書及び公文書ファイル等の保存期間の起算日については、公文書及び公文書ファイルを作成した時点において、複数年度の文書を綴じることを想定する公文書ファイルがあることを考慮し、実施機関が公文書管理規程で特例を定めることができる旨を規定しました。
- 第4条第1項第5号について、保存期間を延長しなければならない公文書ファイル等に、高知県個人情報保護条例に規定する個人情報の開示の請求、訂正請求及び是正請求があったものを追加しました。
- 第5条第1項第12号について、公文書ファイル管理簿の記載事項の「通算の保存期間」については、同項第3号の「保存期間」と重複するため、削除しました。
- 第5条第1項第13号について、以下の誤りを修正しました。
「保存期間を延長している場合」→「廃棄の措置をとらないように求められた場合」
「取らないように求められた日」→「とらないように求められた日」
- 第13条について、公文書館長は、「他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者」のみならず、「他人に危害を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれのある者」と認められた者に対し、入館拒否又は退館命令をすることができることとしました。
- 第26条第2項について、全部利用決定、一部利用決定、非公開決定の通知書を別々に定めることとしていましたが、原則として、1枚の利用請求書に対応して、1枚の利用決定等通知書で通知する方が利用請求者の利便に資するため、通知書を一本化し、別記第2号様式による「特定歴史公文書等利用決定等通知書」により行うものとし、以降の様式番号を改めています。
- 第34条第2項第1号ウ及び別表について、公文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する写しの交付の方法について、「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録」を紙媒体の代わりに電磁的記録媒体に複写して提供する場合は、公文書館において既に複製物が作成されている場合に限るものとし、当該複製物が作成されている場合の金額は、提供する電磁的記録媒体の購入等に要する費用のみとしました。
- 第42条第3項において作成された特定歴史公文書等の廃棄に関する記録は、館長が公文書館において永久に保存すべき事を明記しました。
- 附則第2項に以下の内容を追加しました。

意見公募後の条例施行規則案の修正内容について

施行日前公文書については、公文書ファイル管理簿において、分類、文書作成取得年度等、文書作成取得日の文書管理者、保存期間の起算日、媒体の種別、公文書ファイル等に係る文書管理者、施行日前に係る保存期間の延長の理由等については、公文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、当分の間、当該事項を記載しないことができる。

○元号が「令和」に改元されたことを踏まえ、条例中の日付を「令和」の応当日に改めました。(附則第1項、附則第3項(意見公募時附則第2項))

○公文書館で用いる別記第1号様式から別記第10号様式までを定めました。

○その他法制部門の審査等により、下記の修正を行いました(内容に変更は、ありません。)

- ・第1条 条例制定を踏まえ、条例番号を追記
- ・第2条見出し 「用語の意義」→「定義」
- ・第3条第6項 「以下この項及び第5条第1項第7号において」→「以下」
- ・第4条第1項第4号 「第6条に規定する開示請求」→「第5条の規定に基づく開示の請求」、「情報公開条例第10条第2項」→「同条例第10条第2項」
- ・第5条第1項第12号 「保存期間満了日」→「保存期間の満了する日」
- ・第7条 「廃棄する」→「廃棄しようとする日の」
- ・第8条 「規定に基づき」→「規定により」、「報告する」→「知事に報告する」
- ・第9条見出し 「公文書管理委員会に意見を聴くことを要しない」→「条例第14条第3項の規則で定める」
- ・第9条第2項 「暇」→「いとま」
- ・第10条見出し 「目的」→「趣旨」
- ・第10条 「定めることを目的とする」→「定めるものとする」
- ・第11条第6号 「業務に関すること」→「業務」
- ・第12条第2号 「第24条、第25条及び第30条」→「第25条」
- ・第12条第3号 「に掲げる」→「の規定による」
- ・第14条見出し 「目的」→「趣旨」
- ・第14条 「について」→「関し」、「定めることを目的とする」→「定めるものとする」
- ・第15条第2項 「次の各号に」→「次に」
- ・第15条第2項第3号 「第26条」→「第26条第1項ただし書」
- ・第15条第2項第4項 「に規定する」→「の規定による」
- ・第16条見出し 「寄贈・寄託」→「寄贈又は寄託を」
- ・第16条第1項 「寄贈」→「寄贈し、」、「場合、」→「場合において、」、「場合には」→「ときは」
- ・第16条第2項 「次の各号に」→「次に」
- ・第16条第2項各号 「規定する」→「掲げる」
- ・第17条 「許諾や同意」→「許諾又は同意」
- ・第18条第2項 「前項に定める書庫」→「書庫」

意見公募後の条例施行規則案の修正内容について

- ・第 18 条第 3 項 「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」→「電磁的記録」
- ・第 18 条第 4 項 「に規定する」→「の規定により」
- ・第 20 条 「規定に基づき」→「規定により」、「次の各号に」→「次に」
- ・第 20 条第 3 号 「教育・研修」→「教育及び研修」
- ・第 21 条第 1 項 「次の各号に」→「次に」、「1つの」→「一つの」、「作成する」→「作成するものとする」
- ・第 22 条第 1 項 「に基づき」→「により」、「次の各号に」→「次に」、「提出しなければならない」→「館長に提出しなければならない」
- ・第 22 条第 2 項 「に規定する」→「の規定による利用請求書の」、「いずれかによる」→「いずれかによるものとする」、「第 2 号の方法」→「第 2 号に掲げる方法」、「負担するものとする」→「負担しなければならない」
- ・第 22 条第 2 項第 1 号 「閲覧室」→「公文書館内の閲覧室(以下「閲覧室」という。)」
- ・第 22 条第 2 項第 2 号 「郵送等」→「郵送等を」
- ・第 23 条 「規定に基づき」→「規定により」
- ・第 24 条 「規定する」→「規定による」
- ・第 24 条第 1 号 「文書又は図画」→「文書(次号に掲げるものを除く。)」
- ・第 25 条第 2 項 「定める」→「掲げる」、「足りる」→「足りるものとする」
- ・第 25 条第 3 項 「第 1 項又は第 2 項に掲げる」→「前 2 項に定める」
- ・第 26 条第 1 項 「第 20 条」→「第 20 条第 1 項」、「以下」→「以下この項において」
- ・第 26 条第 6 項 「第 21 条後段」→「第 21 条」
- ・第 30 条見出し 「通知」→「通知の方法」
- ・第 32 条見出し 「電磁的記録の利用の方法」→「条例第 23 条の規則で定める方法」
- ・第 32 条第 1 項第 1 号 「再生」→「再生し、」
- ・第 32 条第 2 項 「ものとする」→「ものとするよう努めなければならない」
- ・第 33 条 「別に定めるところによる」→「別に定める」
- ・第 34 条第 1 項 「特定歴史公文書等の写し」→「条例第 23 条の規定による特定歴史公文書等の写し」
- ・第 34 条第 2 項第 1 号 「規定に基づく」→「規定による」
- ・第 34 条第 3 項 「より」→「から」、「範囲、方法」→「範囲又は方法」
- ・第 34 条第 4 項 「納付」→「納入」
- ・第 34 条第 5 項 「利用請求者が負担するものとする」→「当該利用請求者が負担しなければならない」
- ・第 35 条見出し 「費用負担」→「費用の納入方法」
- ・第 35 条 「別表に基づき算出した」→「条例第 24 条の規定により、別表に基づき算定した」、「次の各号に定める」→「次の各号のいずれかの」
- ・第 36 条第 1 項 「条例第 16 条において」→「条例第 16 条の規定により」、「別に定めるところによる」→「別に定める」

意見公募後の条例施行規則案の修正内容について

- ・第 37 条 「館内」→「公文書館内」
- ・第 38 条 「場合」→「場合には」
- ・第 39 条 「必要と」→「必要であると」、「対し」→「対し、」
- ・第 40 条第1項 「館の業務」→「公文書館の業務」
- ・第 40 条第2項 「開室時間中」→「開室時間中において」
- ・第 41 条第1項 「移管元実施機関利用請求書」→「特定歴史公文書等利用請求書(移管元実施機関用)」
- ・第 41 条第2項 「30 日以内」→「30 日」
- ・第 42 条第1項 「不可能で」→「不可能となり」、「規定に基づき」→「規定により」
- ・第 42 条第2項 「場合は」→「場合には」
- ・第 42 条第3項 「の廃棄を行った」→「を廃棄した」
- ・意見公募案の第 43 条第2項 条例第 34 条第2項の研修に関する規定であり、重複となるため、削除しました。
- ・第 43 条第2項(意見公募時第3項) 「前2項」→「条例第 34 条第2項及び前項」
- ・第 43 条第3項(意見公募時第4項) 「第1項及び第2項」→「条例第 34 条第2項及び第1項」
- ・第 44 条 条例第 29 条と重複する部分について、削除しました。
- ・附則第3項(意見公募時附則第2項) 条例附則第6項と重複する部分について、削除しました。